埼医業Ⅰ第５３３号
令和７年５月２８日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　金井　忠男
（担当常任理事　登坂　英明）
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の
取扱い等の周知について（依頼）

このことについて、埼玉県福祉部障害者福祉推進課長より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご承知いただき、管下会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

担　当：業務課業務Ⅰ担当　石川
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５

障福推第２０７号
令和７年５月２６日

埼玉県医師会
会長　金井 忠男　　様

埼玉県福祉部障害者福祉推進課長
関根　健（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する
障害認定の取扱い等の周知について（依頼）

日頃、障害者福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

今般、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課より新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を有する患者に対する身体障害認定の取扱い等が発出されております。

つきましては、別添の通知を御覧いただき、改めて貴会会員への周知について御協力くださいますようお願いいたします。

担　当 障害福祉・自立支援医療担当
龍前、宮下
電　話 ０４８－８３０－３３１５
ＦＡＸ ０４８－８３０－４７８
Ｍａｉｌ a3300-07@pref.saitama.lg.jp

事　　務　　連　　絡
令 和 ６ 年 ４ 月 １２ 日

各 ［都道府県／保健所設置市／特別区］ 衛生主管部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の罹患後症状（以下「罹患後症状」という。）に悩む方への支援策については、厚生労働省のウェブサイト上で「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関するＱ＆Ａ」（令和５年 10 月 20 日改訂）をお示しする等により周知を行っているところです。

今般、社会・援護局障害保健福祉部企画課より、罹患後症状に関する障害認定の取扱いについて、別添の事務連絡が発出されました。つきましては、貴管内障害保健福祉主管部(局)等と連携いただき、身体障害の認定が適切に行われるよう配意をお願いいたします。

あわせて、かかりつけ医等の医療従事者向けに、罹患後症状に悩む方の診療をお示しした「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き　別冊　罹患後症状のマネジメント」を厚生労働省のウェブサイト上で公表しておりますので、管内関係者や医療機関に対しての周知を改めてお願いいたします。

なお、公益社団法人日本医師会に対しても本件に係る協力を依頼している旨申し添えます。

（別添）
・「身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」（令和６年４月 12 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）

（参考）
・「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関するＱ＆Ａ」（令和５年 10 月 20 日改訂）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kouisyou_qa.html
・「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き　別冊　罹患後症状のマネジメント（第 3.0 版）」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html#h2_free10

事　務　連　絡
令和６年４月 12 日

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の
罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）の患者に対する支援策については、厚生労働省ホームページ上で「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関するＱ＆Ａ」（令和５年10月20日改訂）において周知を行っており、この中で、身体障害者手帳についても、「罹患後症状が続く場合、活用できる支援制度」の一つとして示されています（別添参照）。

別添のＱ＆Ａの内容、特に「原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となること」について、身体障害者福祉法第15条に基づく医師（指定医）に対し、関係諸機関を通じた周知を含め、改めて徹底を図るとともに、身体障害の認定が適切に行われるよう配意をお願いいたします。

別添

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患後症状（いわゆる後遺症）に関する Q&A
令和５年 10 月 20 日改訂

Q14 罹患後症状が続く場合、活用できる支援制度はありますか。
A 罹患後症状は、一般的に時間の経過とともに、その大半は改善すると考えられていますが、罹患後症状によって社会生活に大きな制限が生じることもあります。各種支援制度について説明いたします。
（略）
【障害者手帳（身体障害者手帳）】
　身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。交付対象者は、身体障害者福祉法上、下記の身体上の障害が ある方でいずれも、一定以上の障害が存在し、永続することが要件とされています。
①視覚障害 ②聴覚又は平衡機能の障害 ③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害 ④肢体不自由 ⑤心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害 ⑥ぼうこう又は直腸の機能の障害 ⑦小腸の機能の障害 ⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 ⑨肝臓の機能の障害
　なお、障害の程度が該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第５号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から１級から６級の等級が定められています。また、原因となる疾病にかかわらず、障害の状態が一定基準に該当すれば身体障害者手帳の交付対象となります。 申請の手続については、お住まいの市区町村障害者手帳窓口にご相談ください。詳細は、厚生労働省ホームページにある「障害者手帳」をご参照ください。
障害者手帳：
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/techou.html
（以下略）

事　務　連　絡
令和７年３月 14 日

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の
診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その１）

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を有する患者に対する身体障害認定については、「身体障害者福祉法第 15 条に基づく医師に対する新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に関する障害認定の取扱いの周知について（依頼）」（令和６年４月12日付け事務連絡）において、身体障害者福祉法第15条に基づく医師（指定医）に対し、身体障害の認定は、その原因を問わないものであり、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状のため、身体機能の障害を生じ、身体障害の要件を満たす場合には、身体障害者手帳の交付対象となる旨の周知をお願いしているところですが、この点につき、依然として指定医等の理解が十分ではないとの指摘があるところです。

今般、コロナ罹患後症状を有する患者に関する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考資料として、コロナ罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例を作成し、厚生労働省ホームページに公表しております（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51438.html）ので、指定医に対する周知をお願いいたします。なお、意見書・診断書例について、現時点では肢体不自由の事例を掲載していますが、他の障害についても順次掲載する予定としております。

身体障害者手帳の交付を希望する者が適切に指定医の診断を受けられるよう、貴管下の指定医に対して、改めて上記の身体障害認定の考え方や意見書・診断書例についての周知を図るとともに、身体障害認定が適切に行われるよう配意をお願いいたします。

事　務　連　絡
令和７年３月31日

都道府県
各　指定都市　障害保健福祉主管部（局）　御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の
診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その２）

平素より、身体障害者手帳制度の円滑な運営確保に特段のご配慮をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状を有する患者に対する身体障害認定については、「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例等の周知について（依頼）（その１）」（令和７年３月14日付け事務連絡）において、身体障害の認定はその原因を問わないものである旨やコロナ罹患後症状を有する患者に関する診断書の作成や障害認定を適切に行うための参考資料として、厚生労働省ホームページに掲載したコロナ罹患後症状に係る身体障害認定の診断書・意見書例（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_51438.html）について、指定医に対する周知をお願いしたところです。

意見書・診断書例については、肢体不自由の事例を掲載していましたが、今般、呼吸器機能障害の事例についても掲載いたしましたので、指定医に対する周知をお願いいたします。今後も他の障害について順次掲載する予定としております。

身体障害者手帳の交付を希望する者が適切に指定医の診断を受けられるよう、貴管下の指定医に対して、改めて上記の身体障害認定の考え方や意見書・診断書例についての周知を図るとともに、身体障害認定が適切に行われるよう配意をお願いいたします。